

▶ ハイリスク取引

H23.4.28 付けで公布された「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」において、マネー・ローンダリングに利用されるおそれが特に高い取引として類型化された以下3つの取引を指します。
(注：法令上では「ハイリスク取引」という文言は使われていません。)

イ) なりすましの疑いがある取引

取引の相手方が、その取引の基となる継続的な契約の締結に際して行われた『取引時確認』に係る顧客又はその代表者等になりすましている疑いがある場合の取引

ロ) 「本人特定事項」等を偽っていた疑いがある顧客との取引

取引の基となる継続的な契約の締結に際して行われた『取引時確認』において、確認事項を偽っていた疑いのある顧客又はその代表者等との取引

ハ) 特定国等に居住・所在している顧客との取引

マネー・ローンダリング対策が不十分であると認められる特定国等に居住し、又は所在する顧客との取引

注1) 上記イの「なりすまし」とロの「偽り」については、改正前の犯罪収益移転防止法でも政令12条2項で定義され、本人確認済みの顧客等との取引としては扱わない旨が規定されていましたが、今回の法改正で、この2つの類型は法律に引き上げられ(改正法4条2項)、厳格な方法での確認を要する取引として位置付けられました。

注2) 上記ハの「特定国等」については、改正法4条2項2号において「政令で定める」とされています。H25.1時点では、政令12条2項で指定されるイラン及び北朝鮮が該当します。

上記イとロに該当する例としては、銀行における預貯金契約のような継続的な取引が想定されます。具体には、預貯金契約が「基となる継続的な契約」に当たり、その預貯金契約の後に行われる預貯金の払出しが「その取引」に該当するという場合で、預貯金の払出しを受けようとする者が預貯金契約を締結した者になりすましている疑いがある場合(→上記イに該当)や、預貯金契約の締結の際に「本人特定事項」等を偽っていた疑いのある者との取引(→上記ロに該当)が考えられます。

【厳格な方法による『取引時確認』の実施】

通常の特定期取引を行う場合は、『取引時確認』として、

- 1) 本人特定事項
- 2) 取引を行う目的
- 3) 職業又は事業の内容
- 4) 実質的支配者の有無等(※法人顧客の場合のみ)

を確認することとされています。

ハイリスク取引である場合もこれらの確認は必要ですが、《マネー・ローンダリングに利用されるおそれが特に高い取引》ですので、通常の特定期取引の場合よりも厳格な方法での確認が求められます。

さらに、その取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合は、「資産及び収入の状況」の確認も必要となります。

通常の特定期取引時と確認方法が異なる（厳格化される）のは、1）本人特定事項と4）実質的支配者の有無等の確認です。（※取引目的と職業・事業内容の確認は、通常の特定期取引時における方法と同じです。）

＜本人特定事項の確認＞

2種類以上の書類によって確認することが必要となります。

- ①まずは、通常の特定期取引に際して行う本人特定事項の確認と同じ方法（顧客の区分に応じた「提示のみ法」や「受理+送付法」等）で確認を行います（改正省令13条1項1号）。
- ②次に、①で行った確認方法に応じて指定される方法で、追加の確認として、本人確認書類等の提示又は送付を受けて確認します（改正省令13条1項2号）。

この際、そのハイリスク取引が「なりすまし」又は「偽り」のいずれかである場合は、①及び②で用いる本人確認書類等の中に、その取引の基となる契約に際して行っている『取引時確認』において用いられた本人確認書類又は補完書類以外の書類を少なくとも1種類は含めなければなりません(改正省令13条1項後段)。

＜実質的支配者の有無等の確認＞

実質的支配者の有無及び「有」の場合のその者の本人特定事項のいずれも、書面によって確認しなければなりません（改正省令13条3項）。

- 実質的支配者の有無については、その顧客である法人が株式会社等の資本多数決の原則を採る法人であるときは、株主名簿や有価証券報告書等によって確認し、これ以外の一般社団法人や学校法人等の法人については、登記事項証明書等によって確認します。
- 実質的支配者がある場合には、その者の本人特定事項を本人確認書類又はその写しによって確認します。

＜資産及び収入の状況の確認＞

ハイリスク取引に該当する場合で、その取引が200万円を超えるときに確認を要します。

この確認は、疑わしい取引として届出を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度において行くとされています（改正法4条2項）。すなわち、顧客が、実際にその取引を行うことが不合理なのではないかと認められる経済実態を有しているか否かを資産・収入面から確認するというものです。

確認は書面で行うこととされています。

具体的確認書類は、顧客の区分ごとに定められています（改正省令13条4項）。

- 顧客が個人の場合…源泉徴収票、確定申告書、預貯金通帳、その他これらに類するもの
- 顧客が法人の場合…貸借対照表、損益計算書、その他これらに類するもの

(参考) 通常の特定期取引の場合とハイリスク取引の場合の確認方法

		通常の特定期取引		ハイリスク取引の場合	
		個人顧客	法人顧客	個人顧客	法人顧客
①本人特定事項		書面	書面	書面 (2種類)	書面 (2種類)
②取引を行う目的		申告	申告	申告	申告
③職業又は事業内容		申告	申告	申告	申告
④実質的支配者	有無	—	申告	—	書面
	本人特定事項	—	申告	—	書面
⑤資産及び収入の状況		—	—	書面	書面

【関係条文】

※1) H25.4.1 施行の改正犯罪収益移転防止法の条文より抜粋

※2) 一部、別の条項を引用する箇所等に補足的に追記をしています（*上付き小文字のゴシック体の文字が追記です。）

○犯罪収益移転防止法

（取引時確認等）

第4条 特定事業者(略)は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第2号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号(略)に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 本人特定事項（自然人にあつては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）

二 取引を行う目的

三 当該顧客等が自然人である場合にあっては職業、当該顧客等が法人である場合にあっては事業の内容

四 当該顧客等が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者があつたときにあつては、その者の本人特定事項

2 特定事業者は、顧客等との間で、特定業務のうち次の各号のいずれかに該当する取引を行うに際しては、主務省令¹³で定めるところにより、当該顧客等について、前項各号に掲げる事項^{①本人特定事項、②取引目的、③職業・事業内容、④実質的支配者}並びに当該取引がその価額が政令で定める額^{政令11条(200万円)}を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況(略)の確認を行わなければならない。この場合において、第1号イ又はロに掲げる取引に際して行う同項^{法4条1項}第1号に掲げる事項^{本人特定事項}の確認は、第1号イ又はロに規定する関連取引時確認を行った際に採った当該事項の確認の方法とは異なる方法により行うものとし、資産及び収入の状況の確認は、第8条第1項の規定による届出^{疑わしい取引の届出}を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度において行うものとする。

一 次のいずれかに該当する取引として政令で定めるもの

イ 取引の相手方が、その取引に関連する他の取引の際に行われた前項^{法4条1項}若しくはこの項（これらの規定を第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第4項の規定による確認^{代表者等への本人特定事項の確認}（ロにおいて「関連取引時確認」という。）に係る顧客等又は代表者等（第6項に規定する代表者等をいう。ロにおいて同じ。）になりすましている疑いがある場合における当該取引

ロ 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との取引

二 特定取引のうち、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域として政令で定めるもの^{政令12条2項/イラン・北朝鮮}（以下この号において「特定国等」という。）に居住し又は所在する顧客等との間におけるものその他特定国等に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴うもの

三 前2号に掲げるもののほか、犯罪による収益の移転防止のために厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引として政令で定めるもの^{※政令は未整備}

3 第1項の規定^{通常の取引時確認}は、当該特定事業者が他の取引の際に既に同項又は前項（これらの規定を第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による確認（当該確認について第6条の規定による確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている顧客等との取引（これに準ずるものとして政令で定める取引^{政令13条1項}を含む。）であつて政令で定めるもの^{政令13条2項/同一性確認の措置をとっているもの}については、適用しない。

- 4 特定事業者は、顧客等について第1項又は第2項の規定による確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために当該特定事業者との間で第1項又は第2項前段に規定する取引（以下「特定取引等」という。）を行うときその他の当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人が当該顧客等と異なるとき（次項に規定する場合を除く。）は、当該顧客等の当該確認に加え、当該特定取引等の任に当たっている自然人についても、主務省令^{省令11条}で定めるところにより、その者の本人特定事項の確認を行わなければならない。
- 5 特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人が顧客等と異なる場合であって、当該顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他政令で定めるもの（以下この項において「国等」という。）であるときには、第1項又は第2項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる顧客等の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。（※次表略）
- 6 顧客等及び代表者等（前2項に規定する現に特定取引等の任に当たっている自然人をいう。以下同じ。）は、特定事業者が第1項若しくは第2項（これらの規定を前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第4項の規定による確認（以下「取引時確認」という。）を行う場合において、当該特定事業者に対して、当該取引時確認に係る事項を偽ってはならない。

○犯罪収益移転防止法施行規則

（厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認の方法）

第13条 法第4条第2項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第4項（同条第2項に係る部分に限る。）の規定による顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認の方法は、次の各号に掲げる方法とする。この場合において、同条^{法4条}第2項第1号に掲げる取引^{なりすまし・偽り}に際して当該確認（第1号に掲げる方法が第2号口に掲げる方法^{電子証明を活用する方法}によるもの（関連取引時確認が、同項^{法4条2項}に規定する取引に際して行われたものであって、第1号に掲げる方法が第2号口に掲げる方法によるものである場合におけるものを除く。）を除く。）を行うときは、関連取引時確認において用いた本人確認書類（その写しを用いたものを含む。）及び補完書類（その写しを用いたものを含む。）以外の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの少なくとも一を用いるものとする。

一 第5条^{顧客の本人特定事項の確認方法}又は第11条^{代表者の本人特定事項の確認方法}に規定する方法

二 次のイ又はロに掲げる前号に掲げる方法の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める方法

イ 第5条第1項第1号イからニまで^{個人顧客への提示のみ法、提示+送付法、受理+送付法、本人限定受取郵便法}（これらの規定を第11条第1項において準用する場合を含む。）、第2号並びに第3号イ及びロ^{法人顧客への提示のみ法、受理+送付法}に掲げる方法 当該顧客等又は当該代表者等から、当該顧客等若しくは当該代表者等の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類（当該方法において用いたもの（その写しを用いたものを含む。）を除く。）若しくは補完書類（当該方法において用いたもの（その写しを用いたものを含む。）を除く。）の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けて当該本人確認書類若しくはその写し（特定事業者が作成した写しを含む。）を第16条第1項第2号に掲げる方法により確認記録に添付する方法

ロ 第5条第1項第1号ホからト^{電子証明を活用した方法}まで（これらの規定を第11条第1項において準用する場合を含む。）及び第3号ハ^{電子証明を活用した方法}に掲げる方法 当該顧客等又は当該代表者等から、当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写しの送付を受けて当該本人確認書類若しくはその写し（特定事業者が作成した写しを含む。）を第16条第1項第2号に掲げる方法により確認記録に添付する方法（当該本人確認書類又はその写しに当該顧客等又は当該代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないときは、当該方法に加

- え、当該顧客等又は当該代表者等から、当該記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の補完書類の提示を受け、又は当該補完書類若しくはその写しの送付を受けて当該補完書類若しくはその写し（特定事業者が作成した写しを含む。）を同号に掲げる方法により確認記録に添付する方法）
- 2 法第4条第2項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による同条~~法~~⁴第1項第2号^{取引目的}及び第3号^{職業・事業内容}に掲げる事項の確認の方法は、第8条及び第9条に規定する方法とする。
- 3 法第4条第2項の規定による同条第1項第4号^{実質的支配者}に掲げる事項の確認の方法は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類又はその写し及び当該各号に掲げる法人に実質的支配者がある場合にあつては、当該実質的支配者の本人確認書類又はその写し（当該本人確認書類又はその写しに当該実質的支配者の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないときは、当該本人確認書類又はその写し及び当該記載がある当該実質的支配者の補完書類又はその写し）を確認する方法とする。
- 一 第10条第2項第1号に掲げる法人 株主名簿、金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書その他これらに類する当該法人の議決権の保有状況を示す書類
 - 二 第10条第2項第2号に掲げる法人 次に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあつては特定事業者が確認する日において有効なものに、その他のものにあつては特定事業者が確認する日前六月以内に作成されたものに限る。）のいずれか
 - イ 当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人を代表する権限を有している者を証する書類）
 - ロ イに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人を代表する権限を有している者を証するもの
 - ハ 外国に本店又は主たる事務所を有する法人にあつては、イ及びロに掲げるもののほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該法人を代表する権限を有している者を証するもの
- 4 法第4条第2項の規定による資産及び収入の状況の確認の方法は、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類又はその写しの一又は二以上を確認する方法とする。
- 一 自然人である顧客等 次に掲げる書類
 - イ 源泉徴収票（所得税法第226条第1項に規定する源泉徴収票をいう。）
 - ロ 確定申告書
 - ハ 預貯金通帳
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、これらに類する当該顧客等の資産及び収入の状況を示す書類
 - ホ 当該顧客等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に係るイからニまでに掲げるもの
 - 二 法人である顧客等 次に掲げる書類
 - イ 貸借対照表
 - ロ 損益計算書
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、これらに類する当該法人の資産及び収入の状況を示す書類